毎週火・金曜日発行



県公

報

目

次

公

生活保護法による介護機関の指定(六九・福祉政策課)

農業振興地域の指定の一部改正(七〇・農林政策課

生産事業者の登録(七一・北秋田総合農林事務所)

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七二、七三・商工業振興課)

大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要 (七四・商工業振興課

道路の供用開始 (七五・道路環境課)

道路区域の変更及び供用開始(七六、七七・道路環境課)

道路の供用開始(七八・道路環境課)

秋

都市計画事業の認可 (七九・仙北建設事務所)

開発行為に関する工事の完了 (八〇・北秋田建設事務所)

証紙売りさばきの廃止の届出 (八一・会計課)

県営土地改良事業の換地処分 (仙北平野土地改良事務所)

土地改良区の役員の退任の届出 (雄勝総合農林事務所)

鹿角都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

定 (建築住宅課)

定 (建築住宅課) 小坂都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

定 (建築住宅課) 大館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

定 (建築住宅課) 比内都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

合川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

定 (建築住宅課

の指定 (建築住宅課 上小阿仁都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

定 (建築住宅課 能代都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

二ツ井都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の

指定 (建築住宅課) 秋田都市計画区域 (昭和町) のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係

秋田都市計画区域 (飯田川町) る制限の指定 (建築住宅課 のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

秋田都市計画区域 (天王町) 係る制限の指定(建築住宅課 のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係

男鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

る制限の指定(建築住宅課

定 (建築住宅課)

五城目都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の

指定 (建築住宅課)

指定 (建築住宅課) 八郎潟都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の

る制限の指定 (建築住宅課 河辺都市計画区域 (河辺町) のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係

河辺都市計画区域 (雄和町) る制限の指定 (建築住宅課 のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係

本荘都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

定 (建築住宅課

指定(建築住宅課) 仁賀保都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の

定 (建築住宅課 金浦都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

矢島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

る制限の指定(建築住宅課 定(建築住宅課) 大曲都市計画区域 (大曲市) のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係

る制限の指定 (建築住宅課 大曲都市計画区域 (六郷町) のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係

指定(建築住宅課) 西仙北都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の

定(建築住宅課) 角館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

横手都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定 (建築住宅課)

定(建築住宅課)

定(建築住宅課)平鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

指定(建築住宅課) 十文字都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の

定(建築住宅課)湯沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指湯沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指

秋田県収納代理金融機関の名称の変更(会計課)

教育委員会告示物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)七件

教育委員会会議の開催 (一)

示

告

秋田県告示第六十九号

介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十五年二月四日

秋田県知事寺 田 典 城

グループホーム まつ風	グループホーム、ケヤキ	事業所大曲タクシー指定訪問介護	グルー プホー ム集い	県南 リーンサプライ	介護センター花花	名称
医療法人仙知会理事長	表取締役	代表社員	取締役有限会社クラウド代表	ライ代表取締役	取締役 秋田部品株式会社代表	開設者氏名又は名称
能代市浜通町二番五十一	南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立七十四の十	大曲市通町二番七号	能代市字高塙五十八番地八	大曲市富士見町八番十七の二号	南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎百五十番地	所在地
護網架対応型共同生活介	護網報子対応型共同生活介	訪問介護	護網報子対応型共同生活介	福祉用具貸与	訪問介護	サービスの種類
平成十四年十一月十五日	平成十四年十一月一日	平成十四年十一月十五日	平成十四年十一月五日	平成十四年五月一日	平成十四年十月二十三日	指定年月日

改正する。

表五城目農業振興地域の項中「該当する区域」の下に「 (表示手段用平面図に斜線

秋田県告示第七十号 農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第百六十五号)の一部を次のように

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

で示した部分に該当する区域を除く。 (表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び秋田総合農林事 _ を加える。

務所並びに五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第七十一号

林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十条第一項の規定により、次のとお

ぎ苑 グループホーム本荘やすら グルー プホー ム湯の里 医療法人橋本内科医院 グループホームゆとりの里 横手福祉レンタルサービス グループホームせせらぎ 秋田福祉レンタルサービス つばめ介護サービス 介護支援センター きたうら 役 有限会社水谷代表取締 代表取締役日東レンタル株式会社 取締役伊藤建友株式会社代表 取締役 理事長医療法人橋本内科医院 代表取締役つばめ自動車株式会社 締役におけれている。 代表取締役日東レンタル株式会社 有限会社湯の里取締役 山本郡山本町森岳字木戸沢百九十九番地七十 横手市大町五の二十五 横手市平城町六番二十七号 仙北郡角館町小勝田字中川原百十一の七十六 山本郡八竜町浜田字村下三百四十三の 横手市前郷字上在家六十七の 能代市落合字下谷地二百五十一番地六 本荘市出戸町字一番堰百六十九の 本荘市石脇字山の神十一番地の三百八十三 護無対応型共同生活介 護網子 護 痴呆対応型共同生活介 護網報,與其同生活介 居宅介護支援事業 福祉用具貸与 福祉用具貸与 介護療養型医療施設 訪問介護 平成十四年十二月十五日 平成十四年十二月一日 平成十四年十二月十九日 平成十四年十二月一日 平成十四年十二月十三日 平成十四年十二月一日 平成十四年十1 平成十四年十二月 平成十四年十1 月六日 月 日 百

西目町役場

産業課

縦覧期間

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

り生産事業者を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき公告する。

平成十五年二月四日

第四一一号	登録番号	
三 浦 惣 弘	氏名又は名称	生
大館市商人留字商人留八七番地	住	産 事 業 者
成幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育	生産事業の内容	
二浦農園	名称	事
		業
人留八七番地大館市商人留字商	所 在 地	所

秋田県告示第七十二号

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ を縦覧に供する。 ,ての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、大

> いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類 規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

を縦覧に供する。

平成十五年二月四日

秋田県知事

寺

田

典 城

平成十五年二月四日

秋

_

県の意見

由利郡西目町沼田字新道下千百十一外

マックスバリュ新西目店

大規模小売店舗の名称及び所在地

意見なし

Ξ

意見を述べた日

兀

関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

平成十五年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

マックスバリュ新雄物川店 大規模小売店舗の名称及び所在地

県の意見 平鹿郡雄物川町沼館字佐田一番地の一外

Ξ 意見なし

意見を述べた日

平成十五年一月二十七日

関係書類の縦覧場所及び期間

四

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

雄物川町役場 企画商工課

 (\Box) 縦覧期間

平成十五年二月四日から同年三月四日まで

平成十五年二月四日から同年三月四日まで

秋田県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、大

秋田県告示第七十四号

により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項及び第二項の規定

4

秋田県知事

寺 田

典

城

(=)

供用開始の期日

平成十五年二月四日

道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

県

道

新

横手大森大内線

旧

横手大森大内線

番一三まで由利郡大内町岩野目沢字岩野目沢一六五番二から小栗山字横道八六田利郡大内町岩野目沢字岩野目沢一六五番二から小栗山字横道八六

五・00~二四・00

道路の種類

旧新別

路

線

名

X

間

敷地の幅員 (メートル)

延長 (キロメートル)

道路の区域及び供用開始の区間

(=)(-

期間 平成十五年二月四日から同月十七日まで

場 所

建設交通部道路環境課

Ų 関係書類を縦覧に供する。 平成十五年二月四日 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事 寺 田 典 城

横手市長の意見 意見なし

=

横手市横手町字ーノ口五十一番地

薬王堂横手店

Ξ 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

関係書類の縦覧場所及び期間

四

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

縦覧期間 横手市役所 商業観光課

平成十五年二月四日から同年三月四日まで

秋田県告示第七十五号

秋

り道路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

供用開始の区間

道路の種類 般 玉 道 百七号 路 線 名 平鹿郡山内村小松川字女取一番九から字岩 瀬一番一地先まで $\overline{\mathsf{X}}$ 間

供用開始の期日 平成十五年二月四日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 建設交通部道路環境課

期間

平成十五年二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第七十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

平成十五年二月四日

の区域を変更し、供用を開始する。

秋田県知事 寺 田 典 城

八・00~二九・00

〇・〇七八

〇・〇七八

"

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更し、供用を開始する。

秋田県告示第七十七号

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域及び供用開始の区間

0.0011	一二・六〇~二一・五〇	"	神岡南外東由利線	新	
		は利君東は利町法内字法内一一八番二カら一一大番二まて		i IE	県道
3 1 2 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3]]) (
延長(キコメートル)	敷也の偏員 (メートレ)	X 間	路線	日 新 引	道路の重領

供用開始の期日 平成十五年二月四日 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

期間 場 所 平成十五年二月四日から同月十七日まで 建設交通部道路環境課

り道路の供用を開始する。 平成十五年二月四日

田

県

秋田県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

秋田県知事 寺 田 典 城

供用開始の区間

秋

県道	道路の種類
大曲横手線	路線名
二三番二地先まで横手市八幡字十二柳一	X
番地先から字石町二	間

供用開始の期日 平成十五年二月四日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 建設交通部道路環境課

期間 平成十五年二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第七十九号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画

平成十五年二月四日

施行者の名称

秋田県知事

寺

田

典

城

大曲市

都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画道路事業三・四・十一号花園線

Ξ 事業施行期間

次のとお

平成十五年二月四日から平成十八年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

大曲市幸町及び福田町地内

使用の部分

秋田県告示第八十号

ので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 八月十九日付け指令北土(千七百三十九で許可した開発行為に関する工事が完了した 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十一年

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典

城

鷹巣町長 北秋田郡鷹巣町花園町十九番一号 岩

開発許可を受けた者の住所及び氏名

開発区域に含まれる地域の名称

百八十二番、百八十五番三、及び字掛泥野九十番 北秋田郡鷹巣町綴子字高野尻八十八番十四、八十八番二十四、八十八番二十五、

証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、 秋田県告示第八十一号 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により: 告示する。

平成十五年二月四日

能代市畠町十三番十一号 売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

> 秋田県知事 寺 田

> > 典

城

同規則第五十九条の規定に基づ

案の縦覧期間

鹿角建設事務所建築課

建設交通部建築住宅課

鹿角市都市整備課

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

熊 谷 敏

告

公

分をしたので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第十項 において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。 平成十四年十二月二十五日県営土地改良事業(長楽寺地区ほ場整備事業)の換地処

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

第十七項の規定に基づき、 勝郡羽後町嶋田新田土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、雄 公告する。 同条

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

佐

藤

浩

退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町郡山字四ツ屋七番地

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、 当該案について、 縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

秋田県知事

寺

田

典

城

案の名称

=

案の縦覧場所 鹿角都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

雄

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、

第五十三条

当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

なお、

平成十五年二月四日

案の名称

案の縦覧場所 小坂都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋田県知事

寺

田

典

城

鹿角建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

小坂町建設水道課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十三条

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

きる

秋田県知事 寺 田 典

城

案の名称

大館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の縦覧場所

北秋田建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

大館市都市計画課

Ξ

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、 当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

案の名称

二 案の縦覧場所 比内都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

比内町建設課

北秋田建設事務所建築課

建設交通部建築住宅課

案の縦覧期間

田

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

秋

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

なお、

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

案の名称

合川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の縦覧場所 建設交通部建築住宅課

合川町建設課

北秋田建設事務所建築課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

秋田県知事 寺 田 典

城

北秋田建設事務所建築課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

きる なお、 当該案について、 縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

能代都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋田県知事

寺

田

典

城

案の縦覧場所

案の名称

山本建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

能代市都市整備課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十三条

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、 当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる

平成十五年二月四日

案の名称

上小阿仁都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制

秋田県知事

寺

田

典

城

案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

上小阿仁村建設課

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

案の名称

案の縦覧場所 二ツ井都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋田県知事

寺

田

典

城

山本建設事務所建築課

建設交通部建築住宅課

案の縦覧期間 二ツ井町建設課

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

秋

寺 田 典 城

秋田県知事

案の名称 秋田都市計画区域(昭和町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

係る制限

| 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

昭和町都市建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

平成十五年二月四日

案の名称

に係る制限 秋田都市計画区域(飯田川町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物

秋田県知事

寺

田

典 城

案の縦覧場所

秋田建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

飯田川町企画調整課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十三条

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

係る制限 案の名称 秋田都市計画区域(天王町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

秋田県知事

寺

田

典

城

案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

天王町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、 とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 第五十三条

きる。 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

なお、

平成十五年二月四日

案の名称

案の縦覧場所 男鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限 建設交通部建築住宅課

男鹿市都市下水道課 秋田建設事務所建築課

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで 案の縦覧期間

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条 当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

秋田県知事 田 典

案の縦覧場所 案の名称 五城目都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋

秋田建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

五城目町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、 とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条 第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご

なお、 当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

案の名称

秋田県知事

寺

田

典

城

案の名称

係る制限

田 典 城

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

案の縦覧期間 八郎潟町建設課

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、 当該案について、 縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

きる

平成十五年二月四日

案の名称

河辺都市計画区域 (河辺町) のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

秋田県知事

寺 田

典

城

係る制限

城

案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

河辺町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、 当該案について、 縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

きる

秋田県知事

寺

田 典

城

河辺都市計画区域(雄和町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

八郎潟都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の名称

二 案の縦覧場所

案の縦覧期間

仁賀保町建設課

秋田建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

雄和町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

平成十五年二月四日

秋田県知事

田 典

城

案の縦覧場所 本荘都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

由利建設事務所建築課 本荘市都市計画課

建設交通部建築住宅課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

きる

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

寺 田 典 城

案の名称

案の縦覧場所

由利建設事務所建築課 建設交通部建築住宅課

秋田県知事

仁賀保都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の縦覧期間 平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条 平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

平成十五年二月四日

案の名称 金浦都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋田県知事

寺

田 典

城

案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

由利建設事務所建築課

金浦町産業建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

案の名称

秋田県知事 寺 田

城

案の縦覧場所 矢島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

由利建設事務所建築課 矢島町建設課

建設交通部建築住宅課

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五の項の規定により区域ご なお、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条 当該案について、 縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

案の名称

案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

係る制限 大曲都市計画区域(大曲市)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

大曲市都市計画課 仙北建設事務所建築課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

なお、 当該案について、 縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

秋

平成十五年二月四日

寺 田 典 城

秋田県知事

案の名称 大曲都市計画区域 (六郷町) のうち用途地域の指定のない区域における建築物に

案の縦覧場所

係る制限

建設交通部建築住宅課

仙北建設事務所建築課

六郷町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、 当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

きる。

典 城

秋田県知事

寺 田

案の名称 西仙北都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋田県知事

寺

田

典 城

- 案の縦覧場所 建設交通部建築住宅課
- 仙北建設事務所建築課
- 西仙北町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十三条

きる なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

案の名称

案の縦覧場所 角館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

秋田県知事

寺

田

典

城

- 建設交通部建築住宅課
- 仙北建設事務所建築課
- 角館町まちづくり政策課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 第五十三条

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

平成十五年二月四日

横手都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の名称

案の縦覧場所 建設交通部建築住宅課

横手市都市計画課 平鹿建設事務所建築課

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

案の縦覧期間

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

案の名称 平鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の縦覧場所 建設交通部建築住宅課

平鹿建設事務所建築課

平鹿町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 なお、 当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

案の名称

十文字都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の縦覧場所

秋田県知事

寺

田

典

城

建設交通部建築住宅課

平鹿建設事務所建築課

十文字町建設課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、 第五十三条

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ご とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

平成十五年二月四日

案の縦覧場所 湯沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

案の名称

秋田県知事

寺

田

典 城

建設交通部建築住宅課

雄勝建設事務所建築課

湯沢市都市計画課

案の縦覧期間

平成十五年二月四日 (火) から二月十八日 (火) まで

秋田県収納代理金融機関について、次のとおり名称の変更があったので、公告する。 平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋 田 県 信	名称	変
用 秋		更
田市南	所在	
通 亀 の	地	後
組合秋田県信用	名	変
信用	称	
町四番五号秋田市南诵	所	更
五号の	在地	前
平成十五年	多夏至月日	Z F

兀

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 組合 平成十五年二月四日 町四番五号 合 大館信用組 大館市字新町六 十九番地 月二十日

(昭

秋田県知事 寺 田 典 城

人札に付する事項 購入物品名及び数量 高速液体クロマトグラフィー

式

購入物品の仕様等 八札説明書及び仕様書による

納入期限

平成十五年三月二十五日 (火)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

入札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで

入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日 (火)午後

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 見積もった契約希

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

和 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 一十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典

城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

芝刈り機 (ラッピングマシン付き) 一台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

平成十五年三月二十五日 (火) 納入期限

納入場所

(四)

県が指定する場所

八札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

五

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日 (火) から同月十三日 (木) まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

入札執行の日時及び場所

兀

平成十五年二月十八日 (火)午後一時十分

入札保証金 秋田県庁地下一階管財課入札室

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六 その他

入札の方法

秋

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

(五) に記載された必要書類等を提出すること。 その他

詳細は、入札説明書による。

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

タンパク質精製用クロマトグラフィー システム 一式

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年三月二十五日 (火)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

八札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三契約条項を示す場所等

郵便番号〇一〇 八五七〇 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 秋田市山王四丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日 (火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

入札の方法

する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、 により決定する。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と くじ

和 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、 (五) 一十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 に記載された必要書類等を提出すること。 その他 詳細は、 入札説明書による 地方自治法施行令 (昭

秋田県知事 寺 田 典 城

八札に付する事項

平成十五年二月四日

遺伝子導入装置 一台

購入物品名及び数量

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年三月二十五日 (火)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

八札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

郵便番号〇一〇 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

> 秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八

(=)入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日 (火)午後一時四十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百 入札保証金

六 その他

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

(四) 提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、 入札説明書による。

和 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 一十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月四日

入札に付する事項

秋田県知事 寺 田 典

城

購入物品名及び数量 購入物品の仕様等 液体クロマトグラフィーシステム

力

平成十五年三月二十五日 (火) 納入期限 八札説明書及び仕様書による。

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

入札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

三 契約条項を示す場所等 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八) 入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

入札執行の日時及び場所

兀

秋

平成十五年二月十八日 (火)午後一時五十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

五

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六 その他

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 見積もった契約希

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

提出書類等

により決定する。

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 公告する。 (昭

平成十五年二月四日

和

秋田県知事 寺 田 典 城

人札に付する事項

購入物品名及び数量

購入物品の仕様等

X線分析顕微鏡 一台

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年三月二十五日 (火)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

八札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと
- 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

 (\Box) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

入札説明書及び仕様書の交付方法

兀 平成十五年二月十八日 (火)午後二時 入札執行の日時及び場所

五 入札保証金 秋田県庁地下一階管財課入札室

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 見積もった契約希

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

その他

に記載された必要書類等を提出すること。

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

秋

提出書類等

詳細は、

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭

入札に付する事項

納入期限

選手用ロッカー 百台 購入物品名及び数量

購入物品の仕様等

(三) 入札説明書及び仕様書による。

平成十五年二月四日 入札説明書による。

秋田県知事 寺 田 典 城

規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と くじ

提出書類等

平成十五年三月二十五日 (火)

(四) 納入場所

県が指定する場所

入札に参加する者に必要な資格

)第百

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日 (火)午後二時十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

五

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

入札の方法

六 その他

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 入札の無効 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 見積もった契約希 消費税及び地方消

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(20八七六六 FAX(20) O) O) 五 電話(20八七六六 FAX(20) O) 五 和表面的 和 社

